

随意契約理由書

件名	海岸線総合伝送設備改修	
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当	
随意契約の理由	<p>海岸線総合伝送設備は、列車が安全・確実に運行するための各重要装置の拠点間伝送設備である。</p> <p>当該伝送設備のシステム構成は竣工時のままであるが、当該伝送設備を伝送に用いる各装置の更新により、竣工時とは異なるシステム構成の状態となっている。そのため、システム構成を見直す必要が生じたため改修作業を実施する。</p> <p>本業務の内容は、既設設備のシステム改修であり、設備を開発・製作したメーカー以外では技術的に不可能である。</p> <p>海岸線総合伝送装置の開発・製作メーカーは株式会社富士通であるが、保守修繕業務は上記業者で行っている。したがって、上記業務の条件を満たすことができるのは「富士通Japan株式会社」だけである。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行なう。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区	(電話番号 791-6584)